

## 協力病院契約書

社会福祉法人 日本医療伝道会 総合病院 衣笠病院（以下「甲」という。）と医療法人社団 相光会 湘南グリーン介護老人保健施設（以下「乙」という。）は、乙の入所者の医療を確保するため、協力病院契約を次のとおり締結する。

第1条 甲は、乙の協力病院として、乙の入所者が診療を必要としたときは、緊密な連携のもとに円滑な診療が受けられるよう相互に協力するものとする。

第2条 甲は、前条の規定により以下の体制を確保するものとする。

- (1) 乙の入所者の病状が急変した場合において、医師又は看護師が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 乙から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 乙の入所者の病状の急変が生じた場合等において、甲の医師又は乙の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- (4) 1年に1回以上、甲と乙の間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、甲の名称等について、横須賀市に提出しなければならないこととする。
- (5) 乙の入所者が甲に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるよう努めること。
- (6) 甲と乙は実効性ある連携体制を構築するため、乙の入所者の現病歴等を定期的に情報共有するよう努めることとする。

第3条 乙の医師は、甲の診療に対して、甲の保険医に当該施設入所者の診療状況に関する情報の提供を行うものとする。

第4条 甲の保険医は、乙の入所者を診療した場合には、乙の医師に対し、施設での療養上必要な情報の提供を行うものとする。また、乙の医師は、この情報により適切な診療を行うものとする。

第5条 休日及び夜間に緊急を要する場合は、乙は甲に入所者の診療を依頼できるものとし、甲は可能な限りこれに協力するものとする。

第6条 乙が甲に診療を依頼する場合は、乙は、乙の入所者の送迎に対して責任を持って行うものとする。

第7条 乙が甲に診療を依頼する場合は、乙の看護職員が付き添うものとする。

第8条 甲が乙の入所者に行った診療等により生じた費用については、通常の保険請求の扱いとする。

第9条 本契約は、令和7年3月1日から1か年とし、双方から別段の意思表示がない場合は、更に1年自動延長するものとし、以後もまた同様とする。

第10条 本契約に定めのない事項、または本契約に関して疑義が生じたとき、あるいは本契約の条項につきその内容を改定する必要があるときには、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和7年3月1日

甲 横須賀市小矢部2丁目23-1  
社会福祉法人 日本医療伝道会  
総合病院 衣笠病院  
理事長 古屋 修身

乙 横須賀市大矢部1-9-32  
医療法人社団 相光会  
湘南グリーン介護老人保健施設  
施設長 石引 圭